

○農林水産省令第四十四号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）及び家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十四日

農林水産大臣 江藤 拓

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第一条 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でないものは、これを加え、改正前

欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

目次

第一章 総則（第一条―第一条の三）

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（第二条―第二十一条の十一）

第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止（第二十二条―第四十二条）

第四章 輸出入検疫等（第四十三条―第五十六条）

第五章 病原体の所持に関する措置（第五十六条の二―第五十六条の三十五）

第六章 雑則（第五十七条―第六十五条）

附則

（ピロプラズマ症、アナプラズマ症及び家きんサルモネラ症の病原体）

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の表及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第一条の表のピロプラズマ症、アナプラズマ症及び家きんサルモネラ症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。

伝染性疾病	病原体
ピロプラズマ症	バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボービス、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタ、タイレリア・エクイ
アナプラズマ症	アナプラズマ・マージナール
家きんサルモネラ症	サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるもの）

改正前

目次

第一章 総則（第一条―第一条の三）

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（第二条―第二十一条の四）

第三章 家畜伝染病のまん延の防止（第二十二条―第四十二条）

第四章 輸出入検疫等（第四十三条―第五十六条）

第五章 病原体の所持に関する措置（第五十六条の二―第五十六条の三十五）

第六章 雑則（第五十七条―第六十五条）

附則

（ピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の病原体）

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の表及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第一条の表のピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。

伝染性疾病	病原体
ピロプラズマ病	バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボービス、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタ、タイレリア・エクイ
アナプラズマ病	アナプラズマ・マージナール
家きんサルモネラ感染症	サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるもの）

であつて、生物型がブローラム又はガリナルムであるものに限る。）

(特定家畜伝染病)

第一条の三 法第三条の二第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛海綿状脳症（法第二条第一項の表十五の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）とする。

(伝染性疾病についての届出)

第二条 法第四条第一項の農林水産省令で定める伝染性疾病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜についてのものとする。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
(略)	(略)
牛ウイルス性下痢	牛、水牛
(略)	(略)
牛伝染性リンパ腫	牛、水牛
(略)	(略)
牛丘疹性口内炎	牛、水牛
(略)	(略)
トリパノソーマ症	牛、水牛、馬
トリコモナス症	牛、水牛
(略)	(略)
ヘンドラウイルス感染症	馬
(略)	(略)
トキソプラズマ症	めん羊、山羊、豚、いのしし
(略)	(略)
山羊関節炎・脳炎	山羊

であつて、生物型がブローラム又はガリナルムであるものに限る。）

(特定家畜伝染病防疫指針を作成すべき家畜伝染病)

第一条の三 法第三条の二第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、牛海綿状脳症（法第二条第一項の表十五の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。

(伝染性疾病についての届出)

第二条 法第四条第一項の農林水産省令で定める伝染性疾病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜についてのものとする。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
(略)	(略)
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛、水牛
(略)	(略)
牛白血病	牛、水牛
(略)	(略)
牛丘疹性口内炎	牛、水牛
(略)	(略)
トリパノソーマ病	牛、水牛、馬
トリコモナス病	牛、水牛
(略)	(略)
馬モルビリウイルス肺炎	馬
(略)	(略)
トキソプラズマ病	めん羊、山羊、豚、いのしし
(略)	(略)
山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊

豚	豚、いのしし	(略)
豚テシオウイルス性脳脊髄炎		
(略)		
鶏伝染性気管支炎	鶏	(略)
鶏伝染性喉頭気管炎	鶏	(略)
(略)		
鳥結核	鶏、あひる、うずら、七面鳥	(略)
鳥マイコプラズマ症	鶏、七面鳥	(略)
ロイコチトゾン症	鶏	(略)
あひるウイルス性肝炎	あひる	(略)
(略)		
兎出血病	うさぎ	(略)
(略)		
バロア症	蜜蜂	(略)
(略)		
ノゼマ症	蜜蜂	(略)

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査)

第九条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、都道府県知事が必要があると認めた場合のほか、ブルセラ症、結核又はヨーネ病に係るものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年行わなければならない。

2 前項の規定による命令により実施する検査(ブルセラ症、結核、ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。)は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施する検査については、ブルセラ症又は結核に係るものにあつては農林水産大臣が定める区域内で飼育している第一号から第四号までに掲げる牛を対象として、ヨーネ病に係るものにあつてはこれらの号に掲げる牛

豚	豚、いのしし	(略)
豚エンテロウイルス性脳脊髄炎		
(略)		
伝染性気管支炎	鶏	(略)
伝染性喉頭気管炎	鶏	(略)
(略)		
鶏結核病	鶏、あひる、うずら、七面鳥	(略)
鶏マイコプラズマ病	鶏、七面鳥	(略)
ロイコチトゾン病	鶏	(略)
あひる肝炎	あひる	(略)
(略)		
兎ウイルス性出血病	うさぎ	(略)
(略)		
バロア病	蜜蜂	(略)
(略)		
ノゼマ病	蜜蜂	(略)

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査)

第九条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、都道府県知事が必要があると認めた場合のほか、ブルセラ病、結核病又はヨーネ病に係るものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年行わなければならない。

2 前項の規定による命令により実施する検査(ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。)は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施する検査については、ブルセラ病又は結核病に係るものにあつては農林水産大臣が定める区域内で飼育している第一号から第四号までに掲げる牛を対象として、ヨーネ病に係るものにあつては第一号から第四号

のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

一〇六 (略)

第十条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。

監視伝染病の種類	命令を行う場合
一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水泡性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、ランピースキン病、類鼻疽、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、ヘンドラウイルス感染症、馬痘、仮性皮膚痘、小反芻獣疫、ナイロビ羊病、羊痘、マエデイ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染	上欄に掲げる監視伝染病が国内で発生するおそれがあると認めて農林水産大臣が指定した場合

までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

一〇六 (略)

第十条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。

監視伝染病の種類	命令を行う場合
一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水泡性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ感染症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、ランピースキン病、類鼻疽、トリパノソーマ病、トリコモナス病、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、馬モルビリウイルス肺炎、馬痘、仮性皮膚痘、小反芻獣疫、ナイロビ羊病、羊痘、マエデイ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染	上欄に掲げる監視伝染病が国内で発生するおそれがあると認めて農林水産大臣が指定した場合

2 (略)	性胸膜肺炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、兔粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ症	(略)
----------	--	-----

<p>(検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示) 第十三条 法第七条（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができ家畜又はその死体の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。</p>		
家畜又はその死体の種類 (略)	箇所 (略)	標識の種類及び様式 (略)
ブルセラ症、結核又はヨーネ病の検査を行った第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛（患畜及び疑似患畜を除く。）	左耳 (略)	耳標 別記様式第七号
家さんサルモネラ症の検査を行った鶏（患畜及び疑似患畜を除く。）	左脚 (略)	脚環 別記様式第八号
伝達性海綿状脳症の検査を行った第九条第二項第五号に掲げる牛の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）及び同項第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）並びに	都道府県知事の定める箇所 (牛及び水牛)	都道府県知事の定める標識

2 (略)	染性胸膜肺炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひる肝炎、あひるウイルス性腸炎、兔粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ病	(略)
----------	---	-----

<p>(検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示) 第十三条 法第七条（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができ家畜又はその死体の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。</p>		
家畜又はその死体の種類 (略)	箇所 (略)	標識の種類及び様式 (略)
ブルセラ病、結核病又はヨーネ病の検査を行った第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛（患畜及び疑似患畜を除く。）	左耳 (略)	耳標 別記様式第七号
家さんサルモネラ感染症の検査を行った鶏（患畜及び疑似患畜を除く。）	左脚 (略)	脚環 別記様式第八号
伝達性海綿状脳症の検査を行った第九条第二項第十号に掲げる牛の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）及び同項第十一号に掲げるめん羊又は山羊の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）並びに	都道府県知事の定める箇所 (牛及び水牛)	都道府県知事の定める標識

その他の家畜（蜜蜂並びに患畜及び疑似患畜を除く。）

にあつては、耳を除く。）

（検査、注射等の証明書の様式）
第十四条 法第八条（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、別記様式第九号及び様式第十号とする。

（衛生管理区域における消毒設備の設置）
第十四条の二 法第八条の二第一項の規定による設備の設置は、衛生管理区域（同項に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該衛生管理区域に出入りする者の身体、当該衛生管理区域に持ち込み、又は当該衛生管理区域から持ち出す第十四条の六の物品及び当該衛生管理区域に入れ、又は当該衛生管理区域から出す車両を消毒するためのものを設置することにより行うものとする。

（削る。）

（消毒義務の対象となる物品）
第十四条の六 法第八条の二第二項の農林水産省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

その他の家畜（蜜蜂並びに患畜及び疑似患畜を除く。）

にあつては、耳を除く。）

（検査、注射等の証明書の様式）
第十四条 法第八条（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、別記様式第九号及び様式第十号とする。

（消毒設備の設置）
第十四条の二 法第八条の二第一項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 次条に規定する畜舎等の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置その他これらに準ずる設備であつて、当該畜舎等に入る者の身体及び当該畜舎等に持ち込む第十四条の六の物品を消毒するためのものを設置すること。

二 次条に規定する畜舎等の敷地（第十四条の四の畜舎等の敷地を除く。）の出入口付近に、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該敷地に入れる車両を消毒するためのものを設置すること。

（消毒義務の対象となる物品）
第十四条の六 法第八条の二第二項の農林水産省令で定める物品は、畜舎等に入る者が当該畜舎等に入る前に、当該畜舎等の敷地外

一 衛生管理区域外にある畜産関係施設等（衛生管理区域、家畜を集合させる催物の開催施設及びその敷地その他の畜産業に係る施設及び場所をいう。以下同じ。）において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該衛生管理区域に入る者が当該衛生管理区域に持ち込むもの

二 衛生管理区域内において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該衛生管理区域から出る者が当該衛生管理区域から持ち出すもの

（通行の制限又は遮断）
第十五条の二 令第三条第二項及び第五条第三項（令第七条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一 三 （略）

（指定骨肉皮毛類）
第十六条 法第十一条の農林水産大臣の指定する骨肉皮毛類は、次のとおりとする。

一 （略）

二 出血性敗血症若しくは豚水疱病（まほうびょう）の患畜若しくは疑似患畜若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患畜若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類

（化製場における設備及び製造方法）
第十七条 （略）

2 法第十一条の農林水産省令で定める方法の基準は、次のとおり

にある畜産関係施設等（畜舎等及びその敷地、家畜を集合させる催物の開催施設及びその敷地その他の畜産に係る施設及び場所をいう。以下同じ。）において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該畜舎等において飼養される家畜に直接接触して使用されるものとする。

（新設）

（新設）

（通行の制限又は遮断）
第十五条の二 令第三条第二項及び第五条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一 三 （略）

（指定骨肉皮毛類）
第十六条 法第十一条の農林水産大臣の指定する骨肉皮毛類は、次のとおりとする。

一 （略）

二 出血性敗血症若しくは豚水疱病（まほうびょう）の患畜若しくは疑似患畜若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患畜若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類

（化製場における設備及び製造方法）
第十七条 （略）

2 法第十一条の農林水産省令で定める方法の基準は、次のとおり

とする。

一 三 (略)

四 輸入された骨肉皮毛類であつて、牛、水牛若しくは鹿又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、牛肺疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、馬又はその死体から分離されたものについては鼻疽の、めん羊若しくは山羊又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、豚若しくはいのしし又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫、出血性敗血症、豚熱、アフリカ豚熱及び豚水疱病の病原体がその化製工程中に完全に消滅されること。

五 出血性敗血症若しくは豚水疱病の患者若しくは疑似患者若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患者若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類については、当該伝染性疾病の病原体がその化製工程中に消滅されること。

六 七 (略)

第十九条 法第十二条第一項の特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な設備は、次の基準に適合したものでなければならぬ。

一 二 (略)

三 隔離所については、健康な家畜を係留する場所、河川又は道路から隔離されている場所であり、かつ、特定疾病又は監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない構造を有するものであること

四 汚物だめについては、健康な家畜を係留する場所から隔離されている場所であり、汚物の散乱、流出及び昆虫等の出入を防止、かつ、汚物処理及び消毒を十分に行うことができる構造を有するものであること

(飼養衛生管理者の選任等)

第二十一条の二 法第十二条の三の二第一項の規定による選任は、

とする。

一 三 (略)

四 輸入された骨肉皮毛類であつて、牛、水牛若しくは鹿又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、牛肺疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、馬又はその死体から分離されたものについては鼻疽の、めん羊若しくは山羊又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、豚若しくはいのしし又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫、出血性敗血症、豚熱、アフリカ豚熱及び豚水疱病の病原体がその化製工程中に完全に消滅されること。

五 出血性敗血症若しくは豚水疱病の患者若しくは疑似患者若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患者若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類については、これらの監視伝染病の病原体がその化製工程中に消滅されること。

六 七 (略)

第十九条 法第十二条第一項の特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な設備は、次の基準に適合したものでなければならぬ。

一 二 (略)

三 隔離所については、健康な家畜をけい留する場所、河流又は道路から隔離されている場所であり、かつ、特定疾病又は監視伝染病の病原体をひろげるおそれがない構造を有するものであること

四 汚物だめについては、健康な家畜をけい留する場所から隔離されている場所であり、汚物の散乱、流出及び昆虫等の出入を防止、かつ、汚物処理及び消毒を十分に行うことができる構造を有するものであること

(新設)

衛生管理区域ごとに、それぞれ別の者を選任して行うものとする。
ただし、衛生管理区域が二以上ある場合において、これらの衛生管理区域が隣接しているときその他飼養衛生管理者による同項各号に掲げる業務の適切な実施に支障がないときは、二以上の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任すれば足りる。
2 法第十二条の三の二第一項の家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる時も、前項と同様とする。

(飼養衛生管理者に対する研修等)

第二十一条の三 法第十二条の三の二第一項の家畜の所有者は、飼養衛生管理者について、次に掲げる内容に係る知識及び技術の習得及び向上を図るよう努めなければならない。

一 家畜の伝染性疾病の我が国及び外国における発生の状況及び動向

二 法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の内容及び当該基準を遵守するための具体的な措置の内容

三 法第十二条の三の二第一項の規定により飼養衛生管理者を選任した衛生管理区域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が定めた法第十二条の三の四第一項に規定する飼養衛生管理指導等計画の内容

四 前三号に掲げるもののほか、飼養衛生管理者が法第十二条の三の二第一項各号に掲げる業務を行うために必要な知識及び技術の習得及び向上に資する内容

2 法第十二条の三の二第一項の家畜の所有者は、飼養衛生管理者に対し、少なくとも年一回前項各号に掲げる内容についての研修等を受けさせるよう努めなければならない。

(飼養衛生管理指導等計画の報告)

第二十一条の四 法第十二条の三の四第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した飼養衛生管理指導等計画に即して飼養衛生管理に係る指導等(法第十二条

(新設)

(新設)

の三の三第一項に規定する飼養衛生管理に係る指導等をいう。)を実施する前にしなければならない。

(定期の報告)

第二十一条の五 法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場(畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。)ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 衛生管理区域及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図

二 (略)

三 衛生管理区域の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面

四 九 (略)

(報告事項)

第二十一条の六 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの(その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号、第二号及び第五号に掲げるものに限る。)とする。

一 家畜の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号、ファクシ

(定期の報告)

第二十一条の二 法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場(畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。)ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、別記様式第十四号による報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 衛生管理区域(農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。)及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図

二 (略)

三 衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面

四 九 (略)

(報告事項)

第二十一条の三 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの(その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号に掲げるものに限る。)とする。

(新設)

ミリ番号、電子メールアドレスその他の連絡先（第五号において単に「連絡先」という。）

二・三（略）

四 法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の項目ごとに、当該項目の遵守状況及び当該項目を遵守するための措置の実施状況

五 法第十二条の三の二第一項の規定により選任した飼養衛生管理者の氏名、住所及び連絡先並びに当該飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所

第二十一条の七（略）

（指導及び助言の方法）

第二十一条の八 法第十二条の五の農林水産省令で定める方法は、同条の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第十二条の五の規定による指導及び助言をする旨

二 改善すべき事項の内容

三 前号の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から二週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、二週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。

（勧告の方法）

第二十一条の九 法第十二条の六第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第十二条の六第一項の規定による勧告をする旨

一・二（略）

三 法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の遵守状況及び当該飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況

（新設）

第二十一条の四（略）

（新設）

（新設）

- 二 改善すべき事項の内容
 - 三 前号の内容ごとの具体的な改善方法
 - 四 改善すべき期限
 - 五 その他必要と認める事項
- 2 前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

(命令の方法)

第二十一条の十 法第十二条の六第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

- 一 法第十二条の六第二項の規定による命令をする旨
 - 二 勧告に従わなかつた事実
 - 三 とるべき措置の内容
 - 四 措置をとるべき期限
 - 五 その他必要と認める事項
- 2 第二十一条の八第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

(家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表)

第二十一条の十一 法第十二条の七の規定による公表は、毎年一回、同条に規定する状況について都道府県ごとに整理して行うものとする。ただし、農林水産大臣が家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、特定の都道府県について臨時に行うことができる。

第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止

(患畜等の発生の通報及び報告)

第二十五条 法第十三条第四項の規定による通報（関係都道府県知事にするものを除く。）は、第二十二条各号に掲げる事項につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又

(新設)

(新設)

第三章 家畜伝染病のまん延の防止

(患畜等の発生の通報及び報告)

第二十五条 法第十三条第四項の規定による通報（関係都道府県知事にするものを除く。）は、第二十二条各号に掲げる事項につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又

はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（第一条の二各号に掲げるものに限る。）の患畜又は疑似患畜

二・三 (略)

2・3 (略)

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出)

第二十六条 法第十三条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でしなければならない。

一 〇八 (略)

(と殺義務の除外)

第二十八条 法第十六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、当該家畜が次の各号に該当するものである場合とする。

一 〇六 (略)

七 家畜防疫官が法第十六条第一項第二号に規定する疑似患畜であることを法第四十条の規定による検査中に発見した家畜であつて当該家畜が希少な動物であることその他特別の事情があると認められるため当該家畜の輸出国に返送するもの（同号に規定する家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがない方法により、当該輸出国に返送するまでの間係留し、かつ、当該輸出国に返送することができるものに限る。）

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)

第三十二条の二 法第二十五条第一項及び第二十六条第一項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている要消毒施設（これらの規定に規定する施設をいう。次条第一号において同

はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（第一条の二各号に掲げるものに限る。）の患畜又は疑似患畜

二・三 (略)

2・3 (略)

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出)

第二十六条 法第十三条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、口頭でなければならない。

一 〇八 (略)

(と殺義務の除外)

第二十八条 法第十六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、当該家畜が次の各号に該当するものである場合とする。

一 〇六 (略)

七 家畜防疫官が法第十六条第一項第二号に規定する疑似患畜であることを法第四十条の規定による検査中に発見した家畜であつて当該家畜が希少な動物であることその他特別の事情があると認められるため当該家畜の輸出国に返送するもの（同号に規定する家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがない方法により、当該輸出国に返送するまでの間係留し、かつ、当該輸出国に返送することができるものに限る。）

(新設)

じ。）の敷地とする。

（畜舎等の消毒義務の除外）

第三十三条 法第二十五条第一項ただし書の農林水産省令で定める要消毒畜舎等（同項に規定する要消毒畜舎等をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

- 一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を使用したため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体が所在した取扱施設及びその敷地（要消毒施設の敷地のうち法第二十五条第一項に規定する施設のものを除く。以下この条において同じ。）
- 二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体を使用したため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体が所在した届出伝染病等病原体取扱施設及びその敷地
- 三 許可製造業者等が行う生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造のため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体が所在した施設及びその敷地
- 四 指定検定機関が行う医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体の所在した施設及びその敷地
- 五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が行う学術研究のため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体の所在した施設及びその敷地

（消毒設備の設置）

第三十三条の二 法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の規定による設備の設置は、要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等（同条第一項に規定する要消毒倉庫等をいう。以下同じ。）の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該要消毒畜舎等又は当該要消毒倉庫等に出入

（畜舎等の消毒義務の除外）

第三十三条 法第二十五条第一項ただし書の農林水産省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を使用したため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体が所在した取扱施設
- 二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体を使用したため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体が所在した届出伝染病等病原体取扱施設
- 三 許可製造業者等が行う生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造のため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体が所在した施設
- 四 指定検定機関が行う医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体の所在した施設
- 五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が行う学術研究のため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体の所在した施設及びその敷地

（消毒設備の設置）

第三十三条の二 法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

りする者の身体及び当該要消毒畜舎等若しくは当該要消毒倉庫等
に入れ、又は当該要消毒畜舎等若しくは当該要消毒倉庫等から出
す車両を消毒するためのものを設置することにより行うものとな
る。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第三十三条の三 (略)

(消毒設備)

第三十六条 法第二十八条の二第一項の農林水産省令で定める設備
は、次のいずれかに掲げる設備とする。

一・二 (略)

三 消毒マット

四 前三号に掲げる設備に準ずるもの

(消毒設備の設置場所の表示)

第三十八条 法第二十八条の二第三項の農林水産省令で定める表示

一 要消毒畜舎等(法第二十五条第一項に規定する要消毒畜舎等
をいう。以下同じ。)又は要消毒倉庫等(法第二十六条第一項
に規定する要消毒倉庫等をいう。以下同じ。)の出入口付近に
、踏込消毒槽及び消毒薬噴霧装置その他これらに準ずる設備で
あつて、当該要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等から出る者の身体
を消毒するためのものを設置すること。

二 要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地(次条の要消毒畜舎等
又は要消毒倉庫等の敷地を除く。)の出入口付近に、消毒薬噴
霧装置その他これに準ずる設備であつて、当該敷地から出す車
両を消毒するためのものを設置すること。

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)

第三十三条の三 法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の農林
水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている要消毒畜
舎等又は要消毒倉庫等の敷地とする。

第三十三条の四 (略)

(消毒設備)

第三十六条 法第二十八条の二第一項の農林水産省令で定める設備
は、次のいずれかに掲げる設備とする。

一・二 (略)

三 (新設)

四 前二号に掲げる設備に準ずるもの

(消毒設備の設置場所の表示)

第三十八条 法第二十八条の二第三項の農林水産省令で定める表示

は、同条第一項の規定により家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。第四十二条において同じ。）の防止のために必要な消毒のための設備を設置している場所であること並びに同項の規定によりその場所を通行する者は当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならないことを容易に判断することができるものとする。

（患畜等の標識）

第三十九条 法第二十九条の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

家畜の種類	箇所	標識の種類及び様式	
		式	略
第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でブルセラ症、結核又はヨーネ病の患畜であるもの	左耳	耳標 別記様式第十六号	(略)
		耳標 別記様式第十七号	(略)
第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でブルセラ症、結核又はヨーネ病の疑似患畜であるもの	左耳	耳標 別記様式第十七号	(略)

（検査等の方法）

第四十条 (略)

2 | 法第三十一条第二項の農林水産省令で定める方法は、同項に規定する伝染性疾病について、法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に定める方法とする。

は、同条第一項の規定により家畜伝染病のまん延の防止のために必要な消毒のための設備を設置している場所であること並びに同項の規定によりその場所を通行する者は当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならないことを容易に判断することができるものとする。

（患畜等の標識）

第三十九条 法第二十九条の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

家畜の種類	箇所	標識の種類及び様式	
		式	略
第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でブルセラ病、結核病又はヨーネ病の患畜であるもの	左耳	耳標 別記様式第十六号	(略)
		耳標 別記様式第十七号	(略)
第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でブルセラ病、結核病又はヨーネ病の疑似患畜であるもの	左耳	耳標 別記様式第十七号	(略)

（検査等の方法）

第四十条 (新設) (略)

2 | 法第三十一条第二項の農林水産省令で定める方法は、同項に規定する伝染性疾病について、法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に定める方法とする。

(家畜等の移出の制限)

第四十一条の二 農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限するときは、次に掲げる事項を告示するとともに、公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

一〜四 (略)

五 第一号の制限の内容として、第二号の期間以後に出荷が予定されていた前号の家畜のうち、第三号の区域内において飼養されるものを第二号の期間内に早期に出荷し、又は処分すること
を定める場合にあつては、その出荷先又は処分に係る化製場若しくは死亡獣畜取扱場

2 (略)

(緊急の勧告の方法)

第四十一条の三 法第三十四条の二第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第三十四条の二第一項の規定による勧告をする旨

二 改善すべき事項の内容

三 前号の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から一週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。

(緊急の命令の方法)

第四十一条の四 法第三十四条の二第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

(家畜等の移出の制限)

第四十一条の二 農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限するときは、次に掲げる事項を告示するとともに、公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

一〜四 (略)

(新設)

2 (略)

(新設)

(新設)

<p>一 法第三十四条の二第二項の規定による命令をする旨</p> <p>二 勧告に従わなかつた事実</p> <p>三 とるべき措置の内容</p> <p>四 措置をとるべき期限</p> <p>五 その他必要と認める事項</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。</p>	<p>（病原体の輸入に関する届出）</p> <p>第四十四条の二 法第三十六条の二第一項の規定による届出は、別記様式第二十一号の二による書面によりしななければならない。</p> <p>（輸入のための検査証明書の添付の除外）</p> <p>第四十六条 法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農林水産大臣が指定する施設において試験研究の用に供するための指定検疫物（前号に規定する血清を除く。）を輸入する場合</p> <p>2 （略）</p> <p>（検査のための係留期間）</p> <p>第五十条 （略）</p> <p>2 前項の表の上欄に掲げる種類の動物であつて、次の表の上欄に掲げる動物に該当するもの（法第十六条第一項各号に掲げる家畜及び法第十七条第一項の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜を除く。）の係留期間は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、当該係留期間が、その前項の表の上欄に掲げる種類の動物につき同表の下欄に定める期間（次項の規定により当該期間を短縮した場合には、当該短縮した期間）以内である場合に</p>
<p>（病原体の輸入に関する届出）</p> <p>第四十四条の二 法第三十六条の二第一項の規定による届出は、当該届出に係る家畜の伝染性疾病の病原体を積載した船舶又は航空機が入港し、又は着陸することとなつて日までに、別記様式第二十一号の二による書面によりしななければならない。</p> <p>（輸入のための検査証明書の添付の除外）</p> <p>第四十六条 法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（検査のための係留期間）</p> <p>第五十条 （略）</p> <p>2 前項の表の上欄に掲げる種類の動物であつて、次の表の上欄に掲げる動物に該当するもの（法第十六条第一項各号に掲げる家畜及び法第十七条第一項の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜を除く。）の係留期間は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、当該係留期間が、その前項の表の上欄に掲げる種類の動物につき同表の下欄に定める期間（次項の規定により当該期間を短縮した場合には、当該短縮した期間）以内である場合に</p>	<p>（病原体の輸入に関する届出）</p> <p>第四十四条の二 法第三十六条の二第一項の規定による届出は、別記様式第二十一号の二による書面によりしななければならない。</p> <p>（輸入のための検査証明書の添付の除外）</p> <p>第四十六条 法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（検査のための係留期間）</p> <p>第五十条 （略）</p> <p>2 前項の表の上欄に掲げる種類の動物であつて、次の表の上欄に掲げる動物に該当するもの（法第十六条第一項各号に掲げる家畜及び法第十七条第一項の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜を除く。）の係留期間は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、当該係留期間が、その前項の表の上欄に掲げる種類の動物につき同表の下欄に定める期間（次項の規定により当該期間を短縮した場合には、当該短縮した期間）以内である場合に</p>

は、当該期間とする。

動物	輸入又は輸出の際の係留期間
一 家畜の伝染性疾病（輸入の場合にあつては、監視伝染病の病原体による伝染性疾病に限る。以下この表において同じ。）にかかつている動物	家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがなくなるまでの期間
二～四（略）	（略）

3～6（略）

（輸出検査の申請）

第五十一条の二 偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液、受精卵及び未受精卵を輸出しようとする者は、輸出の九十日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検査所長が指定する日まで）に動物検査所長に次条の輸出検査申請書を提出しなければならない。

第五十五条の二（略）

（廃棄の基準）

第五十六条 法第四十六条第四項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 廃棄する物品は、焼却すること。
- 二 焼却は、対象とする物品の性状、病原体の性質その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。
- 三 焼却は、焼却炉又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常家畜が接近しない場所で行うこと。
- 四 実施者の安全並びに実施場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

は、当該期間とする。

動物	輸入又は輸出の際の係留期間
一 家畜の伝染性疾病（輸入の場合にあつては、監視伝染病の病原体による伝染性疾病に限る。以下この表において同じ。）にかかつている動物	家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがなくなるまでの期間
二～四（略）	（略）

3～6（略）

（輸出検査の申請）

第五十一条の二 偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液を輸出しようとする者は、輸出の九十日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検査所長が指定する日まで）に動物検査所長に次条の輸出検査申請書を提出しなければならない。

第五十六条（略）

（新設）

第五章 病原体の所持に関する措置

(家畜伝染病病原体)

第五十六条の三 法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
- 五 マイコバクテリウム・ボービス (別名結核菌)
- 六 十一 (略)

(滅菌譲渡の届出)

第五十六条の十六 法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から滅菌譲渡をするまでの間に、速やかに行わなければならない。

- 一 三 (略)
- 二 (略)

(届出伝染病等病原体)

第五十六条の二十七 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 ベシキユロウウイルス・ベシキュラーストマテイトイスアラゴアスウイルス (別名水泡性口内炎ウイルス)
- 二 ベシキユロウウイルス・ベシキュラーストマテイトイスインデアナウイルス (別名水泡性口内炎ウイルス)
- 三 ベシキユロウウイルス・ベシキュラーストマテイトイスニュージャージーウイルス (別名水泡性口内炎ウイルス)

四 (略)

五 ブルセラ・オビス (別名ブルセラ症菌)

六 マイコバクテリウム・カプレ (別名結核菌)

七 (略)

八 エンテロウイルス・スワインベシキュラーデイズウイルス

第五章 病原体の所持に関する措置

(家畜伝染病病原体)

第五十六条の三 法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
- 五 マイコバクテリウム・ボービス (別名結核菌)
- 六 十一 (略)

(滅菌譲渡の届出)

第五十六条の十六 法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から三日以内に行わなければならない。

- 一 三 (略)
- 二 (略)

(届出伝染病等病原体)

第五十六条の二十七 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 ベシキユロウウイルス・ベシキュラーストマテイトイスアラゴアスウイルス (別名水泡性口内炎ウイルス)
- 二 ベシキユロウウイルス・ベシキュラーストマテイトイスインデアナウイルス (別名水泡性口内炎ウイルス)
- 三 ベシキユロウウイルス・ベシキュラーストマテイトイスニュージャージーウイルス (別名水泡性口内炎ウイルス)

四 (略)

五 ブルセラ・オビス (別名ブルセラ病菌)

六 マイコバクテリウム・カプレ (別名結核菌)

七 (略)

八 エンテロウイルス・スワインベシキュラーデイズウイルス

ス（別名豚水疱病ウイルス）

九・十（略）

十一 サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプロローラム又はガリナルムであるものに限る。）（別名家きんサルモネラ症菌）

十二〜十五（略）

（評価人）

第六十二条 法第五十八条第五項及び令第十一条第三項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるものうちからそれぞれ一名以上選定するものとする。

（交付の対象となる額の計算方法）

第六十三条 令第十条の農林水産省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一〜三（略）

（補償の対象となる損失）

第六十四条 令第十一条第四項の農林水産省令で定める費用の額は、法第十七条の二第五項の規定による命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要した費用とする。

附則

（削る。）

この省令は、家畜伝染病予防法の施行の日（昭和二十六年六月一日）から施行する。ただし、第十六条から第十九条までの規定は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

ス（別名豚水疱病ウイルス）

九・十（略）

十一 サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプロローラム又はガリナルムであるものに限る。）（別名家きんサルモネラ感染症菌）

十二〜十五（略）

（評価人）

第六十二条 法第五十八条第五項及び令第十条第三項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるものうちからそれぞれ一名以上選定するものとする。

（交付の対象となる額の計算方法）

第六十三条 令第九条の農林水産省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一〜三（略）

（補償の対象となる損失）

第六十四条 令第十条第四項の農林水産省令で定める費用の額は、法第十七条の二第五項の規定による命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要した費用とする。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の施行の日（昭和二十六年六月一日）から施行する。ただし、第十六条から第十九条までの規定は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

(削る。)

		(アフリカ豚熱に関する特例)	
		第二条 アフリカ豚熱に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第十三条	第一条の三 第一項	第十三条 第三十一條 第二項	第三条の二 第一項 第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第十五条	又は第三十條	又は第三十條	又は第三十條(法附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)
第三十三條の二	第二十六條 第四項	第二十六條 第四項	第二十六條第四項(法附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第三十三條の三	第二十六條 第一項	第二十六條 第一項	第二十六條第一項(法附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第三十三條の四	第二十六條 第六項	第二十六條 第六項	第二十六條第六項(法附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第三十六條	第二十八條 第二項	第二十八條 第二項	第二十八條第二項(法附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第二十八條 第一項	第二十八條 第一項	第二十八條第一項(法附則第

別表第四	第六十二条	第六十条	第五十五条	第四十一条の二第一項	第四十一条	第四十条	第三十八条	
第三条の二	第五項	各号	第四十六條第一項	第三十二條第二項	第三十二條から第三十四條まで	第三十一條第一項	第二十八條の二第三項	の二第一項
第三条の二（法附則第五条第三項	第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第四十六條第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第三十二條第二項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）	第三十二條から第三十四條まで（これらの規定が法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第六十三條第一号イにおいて同じ。）	第三十一條第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	法第二十八條の二第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）

の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

(削る。)

第三条 法附則第六条第六項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 通行の制限又は遮断を行う場所
- 二 通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容
- 三 通行の遮断にあつては、その期間

(削る。)

第四条 法附則第七条第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

- 一 法附則第七条第一項の規定による勧告をする旨
- 二 改善すべき事項の内容
- 三 前号の内容ごとの具体的な改善方法
- 四 改善すべき期限
- 五 その他必要と認める事項

2 前項第四号に規定する期限は、一週間を原則とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、改善すべき事項の内容に応じた合理的な期間とする。

(削る。)

第五条 法附則第七条第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

- 一 法附則第七条第二項の規定による命令をする旨
- 二 勧告に従わなかつた事実
- 三 とるべき措置の内容
- 四 措置をとるべき期限
- 五 その他必要と認める事項

2 前項第四号に規定する期限は、一週間を原則とする。ただし、

別記
様式第十号（第十四条関係）

別記
様式第十号（第十四条関係）

施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に措置をとることが困難と認められる場合には、とるべき措置の内容に応じた合理的な期間とする。

(略)

◎ この手帳取扱上の注意

- 1 この手帳は、家畜伝染病予防法第8条（第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定により交付するものです。
- 2 (略)
- 3 この手帳の証明欄の記載要領は次のとおりです。
 - (1) ゾルセラ症検査証明欄、結核検査証明欄及びヨーネ病検査証明欄中 (略)
 - (2) (略)
- 4・5 (略)

ゾルセラ症検査証明欄	結核検査証明欄
(略)	(略)
ヨーネ病検査証明欄	
(略)	(略)
注意 1～4 (略)	

(略)

◎ この手帳取扱上の注意

- 1 この手帳は、家畜伝染病予防法第8条（第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定により交付するものです。
- 2～5 (略)

(略)

(略)

◎ この手帳取扱上の注意

- 1 この手帳は、家畜伝染病予防法第8条（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により交付するものです。
- 2 (略)
- 3 この手帳の証明欄の記載要領は次のとおりです。
 - (1) ゾルセラ病検査証明欄、結核病検査証明欄及びヨーネ病検査証明欄中 (略)
 - (2) (略)
- 4・5 (略)

ゾルセラ病検査証明欄	結核病検査証明欄
(略)	(略)
ヨーネ病検査証明欄	
(略)	(略)
注意 1～4 (略)	

(略)

◎ この手帳取扱上の注意

- 1 この手帳は、家畜伝染病予防法第8条（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により交付するものです。
- 2～5 (略)

(略)

様式第十四号 削除

様式第十四号（第二十一条の二関係）
「様式略」

様式第二十九号（第五十二条関係）

一 (略)

二の(1)
(略)

注意 1 備考欄には、偶蹄類の動物及び馬の精液、受精卵及び未受精卵であつて、供与畜について家畜登録がなされているものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。
2 (略)

二の(2)
(略)

備考 (略)

(略)

注意 1 (略)
2 備考欄には、偶蹄類の動物及び馬の精液、受精卵及び未受精卵であつて、供与畜について家畜登録がなされているものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。
3 (略)

三 (略)

様式第三十号（第五十四条関係）

一 (略)

(略)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがないことを証明する。
(略)

二

(略)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがないことを証明する。
(略)

三 (略)

(略)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがないことを証明する。
(略)

様式第四十九号（第五十九条関係）

一 (略)

家畜伝染病予防法（抄）

様式第二十九号（第五十二条関係）

一 (略)

二の(1)
(略)

注意 1 備考欄には、偶蹄類の動物及び馬の精液であつて、供与畜について家畜登録がなされているものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。
2 (略)

二の(2)
(略)

備考 (略)

(略)

注意 1 (略)
2 備考欄には、偶蹄類の動物及び馬の精液であつて、供与畜について家畜登録がなされているものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。
3 (略)

三 (略)

様式第三十号（第五十四条関係）

一 (略)

(略)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげらるおそれがないことを証明する。
(略)

二

(略)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげらるおそれがないことを証明する。
(略)

三 (略)

(略)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげらるおそれがないことを証明する。
(略)

様式第四十九号（第五十九条関係）

一 (略)

家畜伝染病予防法（抄）

第四十一条 家畜防疫官は、輸入される指定検疫物又は要検査物につき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。

(略)

二

(略)

家畜伝染病予防法(抄)

第五十一条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、衛生管理区域、化製場若しくは死亡獣畜取扱場、と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入つて動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(略)

三

(略)

家畜伝染病予防法(抄)

第四十七条 農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病の発生又はまん延により、畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に対し、第六条第一項、第九条、第十五条、第十七条、第十七条の二第五項若しくは第六項、第二十五条の二、第二十六条第一項、第三項若しくは第五項、第二十八条の二第一項、第三十条、第三十一条第一項若

第四十一条 家畜防疫官は、輸入される指定検疫物又は輸入されるその他の物であつて監視伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。

(略)

二

(略)

家畜伝染病予防法(抄)

第五十一条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、畜舎、化製場若しくは死亡獣畜取扱場、と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入つて動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(略)

三

(略)

家畜伝染病予防法(抄)

第四十七条 農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病の発生又はまん延により、畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に対し、第六条第一項、第九条、第十五条、第十七条の二第五項若しくは第六項、第二十六条第一項、第三項若しくは第五項、第二十八条の二第一項、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三

四 (略)

しくは第二項、第三十二條第一項若しくは第三十三條から第三十四條の二までの規定による措置を実施し、又は家畜防疫員に第十六條第三項の規定による措置を実施させるべき旨を指示することができる。

第四十八條 農林水産大臣は、前條の指示をした場合又は都道府県知事から求められた場合において必要と認めるときは、その指定する家畜防疫官をして都道府県知事の指示を受け、第二章又は第三章の規定により家畜防疫員の行なうべき職権を行なわせることができる。

別表第一（第九條、第四十條關係）

区分	方法	要領	判定
ブルセラ症（牛の場合）	1、4 (略)	1・2 (略) ブルセラ症の疑似患者の判定をした日に当該疑似患者と同じ農場で飼養されている牛（当該疑似患者と判定するに至った急速凝集反応法による検査を当該疑似患者と	1 細菌検査においてブルセラ症の病原体が認められるものは、ブルセラ症の患者とする。 2 次のいずれかに該当するものは、ブルセラ症の疑似患者とする。 一 (略) 二 方法の欄の4の検査によりブルセラ症にかかっている疑いがある

四 (略)

条若しくは第三十四條の規定による措置を実施し、又は家畜防疫員に第十六條第三項の規定による措置を実施させるべき旨を指示することができる。

第四十八條 農林水産大臣は、前條の指示をした場合又は都道府県知事から求められた場合において必要と認めるときは、その指定する家畜防疫官をして都道府県知事の指示を受け、第二章又は第三章の規定により家畜防疫員の行なうべき職権を行なわせることができる。

別表第一（第九條、第四十條關係）

区分	方法	要領	判定
ブルセラ病（牛の場合）	1、4 (略)	1・2 (略) ブルセラ病の疑似患者の判定をした日に当該疑似患者と同じ農場で飼養されている牛（当該疑似患者と判定するに至った急速凝集反応法による検査を当該疑似患者と	1 細菌検査においてブルセラ病の病原体が認められるものは、ブルセラ病の患者とする。 2 次のいずれかに該当するものは、ブルセラ病の疑似患者とする。 一 (略) 二 方法の欄の4の検査によりブルセラ病にかかっている疑いがある

ブルセラ症（牛以外の家畜の場合）	1 （略） 2 補体結合反応検査 一 次の場合に実施する。	1 （略） 4 凝集反応検査において陰性であっても凝集反応検査以外の検査の結果ブルセラ症にかかっていないおそれがある	4 （略） 6 同時に実施した牛を除く。）については、急速凝集反応法による検査を行うこと。	3 と診断できるもの 1 及び 2 に該当しないものは、ブルセラ症の患者又は疑似患者でないものとする。
ブルセラ症（牛以外の家畜の場合）	1 （略） 2 補体結合反応検査 一 次の場合に実施する。	1 （略） 4 凝集反応検査において陰性であっても凝集反応検査以外の検査の結果ブルセラ症にかかっていないおそれがある	4 （略） 6 同時に実施した牛を除く。）については、急速凝集反応法による検査を行うこと。	3 と診断できるもの 1 及び 2 に該当しないものは、ブルセラ症の患者又は疑似患者でないものとする。
ブルセラ症（牛以外の家畜の場合）	1 （略） 2 補体結合反応検査 一 次の場合に実施する。	1 （略） 4 凝集反応検査において陰性であっても凝集反応検査以外の検査の結果ブルセラ症にかかっていないおそれがある	4 （略） 6 同時に実施した牛を除く。）については、急速凝集反応法による検査を行うこと。	3 と診断できるもの 1 及び 2 に該当しないものは、ブルセラ症の患者又は疑似患者でないものとする。

3 二 (略) (略)

を
お
い
て
試
験
管
凝
集
反
応
法
及
び
補
体
結
合
反
応
法
に
よ
る
検
査
を
行
う
こ
と。
5
症
の
疑
似
患
畜
に
つ
い
て
は、
十
四
日
以
上
六
十
日
以
内
の
間
隔
を
お
い
て
検
査
を
繰
り
返
す
こ
と。
6
症
の
患
畜
又
は
疑
似
患
畜
と
同
居
し
た
家
畜
に
つ
い
て
は、
十
四
日
以
上
六
十
日
以
内
の
間
隔
を
お
い
て
検
査
を
繰
り
返
し、
そ
の
家
畜
及
び
そ
の
家
畜
と
同
居
す
る
全
て
の
家
畜
が
陰

の
患
畜
又
は
疑
似
患
畜
で
な
い
も
の
と
す
る。
一
三
(略)
四
ブル
セラ
症
の
疑
似
患
畜
に
つ
い
て
の
再
検
査
の
判
定
が
引
き
続
き
二
回
疑
似
患
畜
で
あ
る
も
の

3 二 (略) (略)

を
お
い
て
試
験
管
凝
集
反
応
法
及
び
補
体
結
合
反
応
法
に
よ
る
検
査
を
行
う
こ
と。
5
病
の
疑
似
患
畜
に
つ
い
て
は、
十
四
日
以
上
六
十
日
以
内
の
間
隔
を
お
い
て
検
査
を
繰
り
返
す
こ
と。
6
病
の
患
畜
又
は
疑
似
患
畜
と
同
居
し
た
家
畜
に
つ
い
て
は、
十
四
日
以
上
六
十
日
以
内
の
間
隔
を
お
い
て
検
査
を
繰
り
返
し、
そ
の
家
畜
及
び
そ
の
家
畜
と
同
居
す
る
全
て
の
家
畜
が
陰

の
患
畜
又
は
疑
似
患
畜
で
な
い
も
の
と
す
る。
一
三
(略)
四
ブル
セラ
病
の
疑
似
患
畜
に
つ
い
て
の
再
検
査
の
判
定
が
引
き
続
き
二
回
疑
似
患
畜
で
あ
る
も
の

	結核	性となるま で検査を行 うこと。	1 (略) 2 剖検及び病 理組織検査並 びに細菌検査 又は組織検体 の遺伝子検査 結核の疑似 患者について 行う。 3 (略)
1 (略) 2 結核の疑 似患者の判 定をした日 に当該疑似 患者と同じ 農場で飼養 されている 牛(当該疑 似患者と判 定するに至 ったツベル クリン検査 を当該疑似 患者と同時 に実施した 牛を除く。 〜)について は、ツベル クリン検査 を行うこと と。 6 結核の患 畜の判定を した日に当 該患者と同 じ農場で飼	1 (略) 2 結核の疑 似患者の判 定をした日 に当該疑似 患者と同じ 農場で飼養 されている 牛(当該疑 似患者と判 定するに至 ったツベル クリン検査 を当該疑似 患者と同時 に実施した 牛を除く。 〜)について は、ツベル クリン検査 を行うこと と。 6 結核の患 畜の判定を した日に当 該患者と同 じ農場で飼	1 次のいずれか に該当するもの は、結核の患者 とする。 一 細菌検査に おいて結核の 病原体が認め られるもの 二 組織検体の 遺伝子検査で 陽性であり、 かつ、方法の 欄の3の検査 により結核に かかっている 疑いがあると 診断できるもの 2 次のいずれか に該当するもの は、結核の疑似 患者とする。 一・二 (略) 3 1及び2に該 当しないものは 、結核の患者又 は疑似患者でな いものとする。	1 次のいずれか に該当するもの は、結核の患者 とする。 一 細菌検査に おいて結核の 病原体が認め られるもの 二 組織検体の 遺伝子検査で 陽性であり、 かつ、方法の 欄の3の検査 により結核に かかっている 疑いがあると 診断できるもの 2 次のいずれか に該当するもの は、結核の疑似 患者とする。 一・二 (略) 3 1及び2に該 当しないものは 、結核の患者又 は疑似患者でな いものとする。
結核病	1 (略) 2 剖検及び病 理組織検査並 びに細菌検査 又は組織検体 の遺伝子検査 結核病の疑 似患者につい て行う。 3 (略)	性となるま で検査を行 うこと。	1 (略) 2 剖検及び病 理組織検査並 びに細菌検査 又は組織検体 の遺伝子検査 結核病の疑 似患者につい て行う。 3 (略)
1 (略) 2 結核病の 疑似患者の判 定をした日 に当該疑似 患者と同じ 農場で飼養 されている 牛(当該疑 似患者と判 定するに至 ったツベル クリン検査 を当該疑似 患者と同時 に実施した 牛を除く。 〜)につ いては、ツ ベルクリン 検査を行う ことと。 6 結核病の 患者の判定 をした日に 当該患者と 同じ農場で	1 (略) 2 結核病の 疑似患者の判 定をした日 に当該疑似 患者と同じ 農場で飼養 されている 牛(当該疑 似患者と判 定するに至 ったツベル クリン検査 を当該疑似 患者と同時 に実施した 牛を除く。 〜)につ いては、ツ ベルクリン 検査を行う ことと。 6 結核病の 患者の判定 をした日に 当該患者と 同じ農場で	1 次のいずれか に該当するもの は、結核病の患 畜とする。 一 細菌検査に おいて結核病 の病原体が認 められるもの 二 組織検体の 遺伝子検査で 陽性であり、 かつ、方法の 欄の3の検査 により結核病 にかかっている 疑いがあると 診断できるもの 2 次のいずれか に該当するもの は、結核病の疑 似患者とする。 一・二 (略) 3 1及び2に該 当しないものは 、結核病の患者 又は疑似患者で ないものとする	1 次のいずれか に該当するもの は、結核病の患 畜とする。 一 細菌検査に おいて結核病 の病原体が認 められるもの 二 組織検体の 遺伝子検査で 陽性であり、 かつ、方法の 欄の3の検査 により結核病 にかかっている 疑いがあると 診断できるもの 2 次のいずれか に該当するもの は、結核病の疑 似患者とする。 一・二 (略) 3 1及び2に該 当しないものは 、結核病の患者 又は疑似患者で ないものとする

別表第四（第三十三条の三関係）			
病原体の種類	家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
ス（エン）、水疱性口内	牛疫、流行性脳炎、狂犬病	(略)	次の消毒薬 1、3 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四（第三十三条の四関係）			
病原体の種類	家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
ス（エン）、水疱性口内	牛疫、流行性脳炎、狂犬病	(略)	次の消毒薬 1、3 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

4 ゾ マ プ マ イ 及	2 ・ 3 (略)	細菌 一 般	ウイルス (エン ペ ロ ー プ を 有 し な い も の)	を有する もの)
牛肺炎及び ア ナ プ ラ ズ マ 症	(略)	出血性敗血症 、ブルセラ症 、鼻疽、家 ん コ レ ラ 及 び 家 き ん サ ル モ ネ ラ 症	口蹄疫、ア フリカ馬疫、豚 水疱病	炎、リフトバ レー熱、馬伝 染性貧血、小 反芻獣疫、豚 熱、アフリカ 豚熱、高病原 性鳥インフル エンザ、低病 原性鳥インフ ルエンザ、ニ ューカッスル 病
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	4 その他法第三 条の二第一項に規定 する特定家畜伝染 病防疫指針(以下 「防疫指針とい う。」で定める消 毒薬

4 ゾ マ プ マ イ 及	2 ・ 3 (略)	細菌 一 般	ウイルス (エン ペ ロ ー プ を 有 し な い も の)	を有する もの)
牛肺炎及び ア ナ プ ラ ズ マ 病	(略)	出血性敗血症 、ブルセラ症 、鼻疽、家 ん コ レ ラ 及 び 家 き ん サ ル モ ネ ラ 感 染 症	口蹄疫、ア フリカ馬疫 、豚水疱病	性口炎、リ フトバレー 熱、馬伝染 性貧血、小 反芻獣疫、 豚熱、アフ リカ豚熱、 高病原性鳥 インフルエ ンザ、低病 原性鳥イン フルエンザ 、ニューカ ッスル病
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	4 その他法第三 条の二に規定する特 定家畜伝染病防疫 指針(以下「防疫 指針という。」で 定める消毒薬

びりけ
ツチア

びりけ
ツチア

(家畜改良増殖法施行規則の一部改正)

第二条 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>(検査に係る疾患の種類)</p> <p>第六条 法第四条第二項の農林水産省令で定める疾患は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 伝染性疾患</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 牛については、牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、ランピースキン病、牛カンピロバクター症、トリコモナス症、トリパノソーマ症及びレプトスピラ症(レプトスピラ・ポモナによるものに限る。)</p> <p>ハ 馬については、トリパノソーマ症、仮性皮疽、馬パラチフス、馬伝染性子宮炎及びびこうしん</p> <p>ニ 豚については、オーエスキール病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚エンテロウイルス性脳脊髄炎</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(診断に係る疾患の種類)</p> <p>第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のふたから家畜卵巣(法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。)を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのふたについてと畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第十四条第一項から第三項までの都道府県知事の行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。</p> <p>一 第六条第一号イに掲げる伝染性疾患(ブルセラ病を除く。)</p> <p>二 牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、ランピースキン病、トリパノソーマ症及びレプトスピラ症(レプトスピラ・ポモナによるものに限る。)</p>	<p>(検査に係る疾患の種類)</p> <p>第六条 法第四条第二項の農林水産省令で定める疾患は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 伝染性疾患</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 牛については、牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、ランピースキン病、牛カンピロバクター症、トリコモナス病、トリパノソーマ病及びレプトスピラ症(レプトスピラ・ポモナによるものに限る。)</p> <p>ハ 馬については、トリパノソーマ病、仮性皮疽、馬パラチフス、馬伝染性子宮炎及びびこうしん</p> <p>ニ 豚については、オーエスキール病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚エンテロウイルス性脳脊髄炎</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(診断に係る疾患の種類)</p> <p>第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のふたから家畜卵巣(法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。)を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのふたについてと畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第十四条第一項から第三項までの都道府県知事の行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。</p> <p>一 第六条第一号イに掲げる伝染性疾患(ブルセラ病を除く。)</p> <p>二 牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、ランピースキン病、トリパノソーマ病及びレプトスピラ症(レプトスピラ・ポモナによるものに限る。)</p>

(獣医療法施行規則の一部改正)

第三条 獣医療法施行規則(平成四年農林水産省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	<p>(広告制限の特例)</p> <p>第二十四条 法第十七条第二項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 家畜伝染病予防法第二条の三第四項に規定する家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。</p> <p>十 十二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
改正前	<p>(広告制限の特例)</p> <p>第二十四条 法第十七条第二項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 家畜伝染病予防法第六十二条の二第二項に規定する家畜の伝染性疾病の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。</p> <p>十 十二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(動物用医薬品等取締規則の一部改正)

第四条 動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第百六十二条 農林水産大臣の指定する生物学的製剤であつて、家畜伝染病予防法第四十七条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の指示に基づき、都道府県知事が実施する同法第六条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定による検査又は注射の用に供するものについては、農林水産大臣の指定する期間内に限り、法第四十三条第一項本文の規定は、適用しない。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第百六十二条 農林水産大臣の指定する生物学的製剤であつて、家畜伝染病予防法第四十七条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の指示に基づき、都道府県知事が実施する同法第六条第一項又は第三十一条第一項の規定による検査又は注射の用に供するものについては、農林水産大臣の指定する期間内に限り、法第四十三条第一項本文の規定は、適用しない。</p>

(農業保険法施行規則の一部改正)

第五条 農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>(廃用の範囲等)</p> <p>第四十九条 法第九十八条第一項第二号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 骨折、は行若しくは両眼失明又は牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳症その他農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つたとき。</p> <p>四・七 (略)</p> <p>2・6 (略)</p> <p>(廃用家畜のやむを得ないと殺又は譲渡し)</p> <p>第八十五条 令第二十条第二号の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該廃用に係る家畜が牛伝染性リンパ腫又は伝達性海綿状脳症にかかつていることを知らずにと殺し、又は譲り渡したことにつき、重大な過失がないこと。</p>	<p>(廃用の範囲等)</p> <p>第四十九条 法第九十八条第一項第二号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 骨折、は行若しくは両眼失明又は牛白血病、伝達性海綿状脳症その他農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つたとき。</p> <p>四・七 (略)</p> <p>2・6 (略)</p> <p>(廃用家畜のやむを得ないと殺又は譲渡し)</p> <p>第八十五条 令第二十条第二号の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該廃用に係る家畜が牛白血病又は伝達性海綿状脳症にかかつていることを知らずにと殺し、又は譲り渡したことにつき、重大な過失がないこと。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。ただし、第一条中家畜伝染病予防法施行規則第二十一条の次に三条を加える改正規定（同令第二十一条の三第一項第三号及び第二十一条の四に係る部分に限る。）は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から、第一条中同令第十三条の改正規定（「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める部分に限る。）、同令第十四条の改正規定、同令第四十条に一項を加える改正規定、同令別記様式第十号の改正規定（「~~第31条第2項~~」を「~~第31条第3項~~」に改める部分に限る。）及び同令別記様式第四十九号の改正規定（「第三十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える部分に限る。）並びに第四条の規定は令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前のそれぞれの省令に規定する牛ウイルス性下痢・粘膜炎、牛白血病、牛丘疹性^{しん}口炎、トリパノソーマ病、トリコモナス病、馬モルビリウイルス肺炎、トキ

ソプラズマ病、山羊関節炎・脳脊髄炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、鶏結核病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチトゾーン病、あひる肝炎、うさぎウイルス性出血病、バロア病又はノゼマ病に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後のそれぞれの省令に規定する牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫、牛丘疹性口内炎、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ヘンドラウイルス感染症、トキソプラズマ症、山羊関節炎・脳炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性喉頭気管炎、鳥結核、鳥マイコプラズマ症、ロイコチトゾーン症、あひるウイルス性肝炎、うさぎ出血病、バロア症又はノゼマ症に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

2 この省令の施行前にされた第二条の規定による改正前の家畜改良増殖法施行規則に規定するブルセラ病に係る処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の家畜改良増殖法施行規則に規定するブルセラ症に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の家畜伝染病予防法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。